

欧州連合司法裁判所、欧州および共同体特許裁判所のEU条約適合性について判示

2011年3月9日

JETRO ティュセルト・ルフセンター

欧州連合司法裁判所 (CJEU) は、3月8日、欧州および共同体特許裁判所 (ECPC: European and Community Patents Court) の設立を規定する協定案が EU 条約に適合しないとする意見を公表した。

EU 競争担当相理事会が、EU 運営条約 (TFEU) 第 218 条第 11 項に基づき、2009 年 5 月 29 日に付託した質問に対して、EU の法令解釈を行う最高機関である CJEU が回答した。EU の統一的な特許の訴訟制度に対しては、EU 特許の創設と共に高い関心を集めており、CJEU の判断が待たれていた。

CJEU が、ECPC の協定案は EU 条約に不適合と結論づけたことから、ECPC の協定案は少なからず修正される必要がある。また、EU 特許とそれを取り扱う訴訟制度の設立については、車の両輪として同時並行的に議論が進められてきたという経緯もあり、EU 特許の議論に対して影響が及ぶことも懸念される。

しかしながら、CJEU の意見公表を受けて、欧州委員会は同日付でプレスリリースを公表しており、これによれば、EU 特許と訴訟制度は 2 つの区別されたプロジェクトであり、3 月 10 日に予定されている EU 競争力担当相理事会における EU 特許の強化された協力の承認の採択に影響を与えるものではないとし、さらに、訴訟制度についても CJEU の意見に従うべく慎重に解決方法を特定していくとしている。欧州委員会が直ちにポジティブなメッセージを発信した背景には、EU 特許と訴訟制度の設立へ向けた議論のモチベーションを維持し続けたいという狙いがあると見られる。

なお、2009 年 12 月 1 日にリスボン条約が発効したことに伴い、「ECPC」は「欧州および欧州連合特許裁判所 (EEUPC: European and European Union Patent Court)」へ名称変更されている。

<CJEU の意見の概要>

協定案の下では、ECPC は、EU の機関および司法の枠組みから外れた機関であり、国際法の下で特異的な法的性格を有する機関である。協定案は、特許侵害訴訟、特許無効訴訟、損害や補償の訴訟などの特許の分野において、個人によって提起される非常に多数の訴訟を取り扱う独占的な司法制度に関するものである。そして、加盟国の裁判所はその司法制度を奪われ、従って、ECPC の独占的な司法制度に含まれない範囲の権限のみを保持するこ

とになる。

ECPC は、役割を果たす際に、EU 法を解釈し適用する義務を有している。原則として、EU 法の規定を解釈する義務を有する裁判所の創設を提供する国際的な合意は、EU 法に不適合ではない。また、CJEU の権限の重要な特徴を保護するための必要不可欠な条件が満たされ、EU の法的秩序の自主性が不利に影響されなければ、国際的な合意が CJEU の権限に影響を与え得ることも許容される。しかしながら、CJEU が過去に判示した他の国際的な司法制度とは異なり、ECPC は、予想される国際的な合意だけでなく EU 法の規定も解釈し適用する義務を有する。

協定案が、国内裁判所の権限を取り除く一方で、予備判決のための質問を付託する権限を ECPC に与える仕組みを提供する場合、ECPC の設立は、特許の分野の予備判決のための CJEU への質問の付託する権限や義務を、国内の裁判所および法廷から奪い去るものである。

現行のシステムは CJEU と国内裁判所の直接的な協力を確立しており、その一部として、国内の裁判所は EU 法の正確な適用と統一的解釈および法的秩序による個人の権利の保護に密接に関係している。国内裁判所と CJEU にそれぞれ起因する役割は EU 法の本来の特性を保持するために必要不可欠である。

この観点から、司法機関を含む加盟国のどの機関が EU 法の違反を引き起こしたかに関係なく、その加盟国が責任を負う EU 法の違反の結果として、加盟国は個人に対して引き起こされた損害を補償する義務を負うという原則がある。同様に、EU 法の違反が国内の裁判所によって行われた場合には、その加盟国が義務を果たさなかったという通知を得るために、CJEU へ提訴してもよい。

しかしながら、ECPC の決定が EU 法の違反であった場合でも、違反の手続きの対象にはなり得ず、1 または複数の加盟国の側にかかる経済的責任を生じさせることもできない。

このように、協定案は、共同体特許の分野において個人によって提起される非常に多数の訴訟を取り扱うと共に EU 法の解釈と適用を行う独占的な司法制度を、EU の機関および司法の枠組みから外れた国際裁判所に対して与えることによって、加盟国の裁判所から EU 法の解釈と適用に関する権限を奪い取るものである。また、協定案は CJEU が予備判決によって国内の裁判所から負託された質問に回答する権限にも影響を与える。したがって、協定案は、EU の機関および加盟国に与えられた、EU 法の本来の特性を保持するために必要不可欠な権限の主要な特徴を変更するものである。

よって、CJEU は、ECPC を創設する協定案は、EU 法の規定に適合していないと結論する。

<参考>

TFEU 第 218 条

1～10 (省略)

11 加盟国、欧州議会、理事会または委員会は、計画中の協定と諸条約との適合性について司法裁判所の意見を求めることができる。同裁判所の意見が否定的であるときは、計画中の協定は、この協定が修正されるかまたは諸条約が改正されるまで発効しない。

－ CJEU のプレスリリースは、以下参照 －

[The draft agreement on the creation of a European and Community Patent Court is not compatible with European Union law \(PDF\)](#)

－ 判決文は、以下参照 －

[OPINION 1/09 OF THE COURT \(Full Court\)](#)

－ ECPC の設立を規定する協定案は、以下参照 －

[European and Community Patents Court Draft Agreement \(PDF\)](#)

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Patent Court: the Commission welcomes the delivery of the Court of Justice' s opinion](#)

－ ECPC の EU 条約適合性に関する CJEU への付託は、欧州知的財産ニュースを参照 －
[EU 競争力理事会、統一特許訴訟制度の EC 条約適合性を ECJ へ付託 \(PDF\)](#)

(以上)